

電気工事会社柱上作業技能検定要項

2022年4月4日 制 定

関西電力送配電株式会社 配電部

第1章 一般事項

1. 適用範囲

この要項は、当社の架空配電線路の支持物に施設する、需要者または発電者（以下、需要者という。）設備の高低圧電力ケーブル引込線の工事を行う高圧ケーブル工事技能者に対して、当社が認定する柱上作業技能の資格に関する取扱いについて適用します。

2. 用語の定義

この要項で用いる主な用語の定義は次によります。

(1) 高低圧電力ケーブル

使用電圧 6,600 ボルト以下の架橋ポリエチレン電力ケーブル、合成ゴム電力ケーブル等の電力ケーブルをいいます。

(2) 高圧ケーブル工事技能者

日本電気協会関西支部の認定する高圧ケーブル工事技能資格を有する者をいいます。

(3) 柱上作業技能者

架空配電線路の支持物に施設する需要者設備の高低圧電力ケーブル引込線の工事を行うために必要な柱上作業の技能を有するものとして、当社がその資格を認定した者をいいます。

第2章 柱上作業技能資格

1. 柱上作業技能資格

(1) 資格認定種別

柱上作業技能者の資格認定種別は1種類とし、次のとおりです。

名称	技能の範囲
柱上作業技能	需要者設備の高低圧電力ケーブル引込線工事のため、当社があらかじめ認めた支持物への昇降ならびに高圧活線近接作業(その部分に対する防具の取付を含む)の技能

(2) 資格の認定

柱上作業技能者としての資格は、当社の電力本部長が認定します。

(3) 資格の認定取り消し

当社は次の各項のいずれかに該当する場合は、柱上作業技能者としての資格の認定を取り消します。

- a. 日本電気協会関西支部の認定する高圧ケーブル工事技能資格を失なった場合
- b. 人身事故、供給支障、当社設備の損壊等重大な事故を発生した場合
- c. 当社に対し、虚偽の申請、届出を行った場合
- d. 作業態度が悪く、公衆保安措置、作業者安全措置等必要な措置を怠り、当該資格にふさわしくないと認めた場合
- e. 満年齢60歳に達した場合
- f. 疾病等によりその能力を失なった場合
- g. 本人が死亡した場合
- h. 無試験認定した者について、無試験認定とした要件を失った場合
- i. 第4章に定める柱上作業技能者の義務を怠った場合
- j. その他当社が柱上作業技能者としてふさわしくないと認めた場合

2. 柱上作業技能認定証

(1) 柱上作業技能認定証の交付

当社は柱上作業技能者としての資格を認定した者について、柱上作業技能認定証(以下、認定証という。)を交付します。

(2) 認定証の再発行

当社は事情やむを得ないと認められる場合を除き、認定証の再交付は行いません。

(3) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、資格を認定した日から、最長5年とします。

(4) 認定証の有効期間の更新

- a. 認定証の有効期間を延長しようとするときは、その有効期限内に第3章に定める検定試験の受検申請手続を行うものとし、検定試験に合格した場合、当社が合格と判定した日から起算してさらに5年間延長します。
- b. 前記a.の取扱いは繰り返し行えるものとし、ただし、受検する者が満年齢60歳未満であることとします。

第3章 検定試験

1. 受検手続

(1) 受検資格

検定試験の受検資格は、あらたに検定試験を受けようとする者、または現に認定証を保有し、その有効期限の更新をしようとする者(以下、更新者という。)で、次のいずれにも該当するものとし、

ただし、第2章1-(3)による資格の認定取り消しを受けた者については、適用日より起算して6箇月以上経過していることが必要です。

- a. 満年齢が18歳以上60歳未満であること。
- b. 日本電気協会関西支部の認定する高圧ケーブル工事技能資格を有していること。
- c. 柱上作業技能者として必要な装備(次表に記載する品目、数量を最低限度とします)を常備すること。なお、装備の常備は本人または所属工事会社のいずれでもよいものとし、適正に維持管理されているものとし、

必要な装備品 (及び数量)
・墜落制止用器具(フルハーネス型)、ワークポジショニング用器具 1式
・高圧および低圧検電器 ・保安帽 ・高圧および低圧用絶縁手袋
・絶縁長靴 ・絶縁上衣 ・作業用標識(必要数)
・低圧ビニルシート10枚 ・シートクリップ12個
・高圧ゴム管(1,200mm)6本 ・仮足場1台 ・柱上作業台1台
・通い綱 ・工具袋 ・腰袋 ・グラウンドシート ・昇柱用はしご

(2) 受検申請

a. 受検申請書の提出

検定試験の受検を希望するものは、必要事項を記入した受検申請書に上半身撮影写真(タテ3.0cm、ヨコ2.5cm)2枚と返信用封筒2枚(あらかじめ切手を貼付し、自身への宛先を記入しておいて下さい)を添付し、毎年4月末日※までに(更新者は認定証の有効期限直前の7月末日※までに)、受検者の所属されている工事会社の所在地を管轄する当社配電営業所に提出していただきます。

(※記載については目安であり、詳しくは当社ホームページをご確認ください。)

なお、更新者の場合は、同時に認定証を提出するものとし、当社は認定証を預りかわりに預り証を交付します。

【参考】検定試験スケジュール

検定試験については以下のスケジュール(目安)としています。

各年度の詳細な日程については、当社ホームページをご確認ください。

	新規受検者	更新者
申請書 受付開始	4月初旬	7月初旬
申請書 受付終了※	4月末	7月末
筆記試験	5月中旬	8月中旬
実技試験	6月中旬	9月中旬

※当社指定の期日を超えての提出は、事情に関わらず受付出来ませんのでご了承ください。

b. 受検資格の審査

当社は受検資格を審査し、適当と認めた場合は筆記試験の受検票を郵送し、不適当と認めた場合は1件書類を返却します。なお更新者において不適当と認めた場合、認定証は返却いたしません。

(3) 柱上作業技能の特例の取扱い

当社の配電関係請負工事会社に所属し、本章1.(1)の受検資格ならびに、高低圧活線近接作業以上の作業の範囲を行なえる技能資格を有している対象者は、柱上作業技能の資格を有するとみなし取り扱います。

2. 検定試験

(1) 試験項目

試験項目は関係法令等にもとづく以下のとおりとします。なお、必要に応じ面接試験を行うことがあります。

試験項目	内容
筆記試験	(1) 電気の基礎知識
	(2) 電気設備の基礎知識
	(3) 安全作業用具の基礎知識
	(4) 活線作業・活線近接作業方法
	(5) 関係法令
実技試験	支持物への昇降および高圧活線近接作業に関する知識および技能

(2) 試験実施単位と回数

試験は原則として当社の電力本部単位に年1回実施しますが、当社の都合により変更する場合があります。

(3) 筆記試験

- a. 筆記試験の途中において不正な行為を行ったと認めた場合、当社は試験の途中であっても受検を中止させることがあります。
- b. 筆記試験の可否については後日通知するものとし、合格者には実技試験の受検票を送付します。

(4) 実技試験

- a. 実技試験の途中において明らかに不相当と認めた場合は、試験途中でであっても受検を中止させることがあります。
- b. 実技試験中において受検者あるいは受検補助者が万が一にも負傷(死亡を含む)した場合、当社はその責任を一切負いません
- c. 受検者は実技試験の実施に際して、雑作業の補助を行う者1名を準備するものとします。ただし、この受検補助者は柱上作業技能者と同等もしくはこれを超える技能を有する者以外とします。

(5) 試験成績

当社は各試験の成績について一切公表せず、また試験成績等に関する問合せにも一切応じません。

(6) 試験項目の省略

本章 2. (3)-a または 2. (4)-a により、その受検途中に試験中止をした受検者については、当社は他の試験項目を省略します。

(7) 欠席者の扱い

受検者が試験当日欠席した場合は、事情の如何に拘わらず不合格とし、追試験は行いません。

(8) 検定試験の費用

a. 受検者の負担

検定試験の受検に要する旅費、宿泊費、装備の準備およびこれらに類する費用は受検者の負担とします。

b. 当社の負担

試験場の設営、検定試験員の派遣、用紙の印刷等検定試験業務に要する費用は当社の負担とします。

3. 認定証の交付

(1) 合否の通知

当社は試験結果にもとづき受検者に対し、合格または不合格の通知をします。

(2) 認定証の交付

当社は検定試験の合格者に対し、合格通知ならびに誓約書(更新者の場合は認定証の預り証も必要です。)と交換に認定証を交付します。

(11) 認定証の汚損・紛失時の届出

柱上作業技能者は認定証を汚損あるいは紛失したときは、すみやかに認定を受けた電力本部の配電グループチーフマネジャーに届出を行うこと。

このとき汚損した場合にあっては、その認定証を提示するものとします。

当社はその事情がやむを得ない場合に限り、再交付を行うことがあります。

(12) 認定証の有効期間の更新

柱上作業技能者が、認定証の有効期間を更新しようとするときは、その有効期限内に検定試験の受検申請を行い、検定試験を受けること。

(13) 認定証の返還

柱上作業技能者は第2章1-(3)による資格の認定の取り消しを受けた場合、もしくはこれに該当した場合は、認定証を10日以内に認定を受けた電力本部の配電グループチーフマネジャーに返還すること。

No. _____

柱上作業技能検定試験受検申請書

年 月 日

関西電力送配電株式会社

〇〇支社〇〇電力本部長 殿

貴社電気工事会社柱上作業技能検定要項を熟知、了承の上検定試験の受検を申請します。

申請区分	新規 ・ 更新 ・ 無試験		
申請者氏名	㊟	(生年月日) 年 月 日生	(写真添付) タテ 2.0cm × ヨコ 2.5cm
現住所	(連絡先)		
所属工事会社	名称	(連絡先)	
	所在地		
高圧ケーブル 工事技能認定証	認定 認定番号	年 月 日	当申請書記載内容に相違ありません。 申請者 ㊟ 上記申請者が当社に所属し、柱上作業に必要な防・工・保護 具等を当社もしくは上記申請者が常備していることを証明 します。 所属工事会社名 ㊟ 代表者
柱上作業技能 認定証(更新者)	認定 認定番号	年 月 日	
無試験認定・ 更新申請 理由			
関西電力送配電 記入欄 (受付日) 年 月 日	審査結果 〇〇配電営業所 所(課)長 ㊟	確認結果 〇〇支社 〇〇電力本部 ㊟ 配電グループ チーフマネージャー	

(切り取り線)

〇〇年度 柱上作業技能検定試験(筆記試験)受検票

No. _____

関西電力送配電株式会社 〇〇支社〇〇電力本部

受検者氏名	
-------	--

試験日時	
場所	
携行品	受検票・筆記用具

(注) 試験当日は本受検票を携帯し、試験開始時間の10分前までに集合してください。

誓 約 書

年 月 日

関西電力送配電株式会社 殿

(甲) 関西電力送配電株式会社

(乙) 柱上作業技能者

氏名 _____ ㊟

住所 _____

(丙) (乙) 所属の工事会社

名称 _____

代表者 _____ ㊟

(乙の甲に対する誓約)

- (1) 甲に定める柱上作業技能者として、甲の電気工事会社柱上作業技能検定要項を十分理解しこれを厳守する。
- (2) 甲から柱上作業技能者としての資格取り消しの通告を受けた場合は、その理由の如何を問うことなくこれに従い、柱上作業技能認定証を返還する。

(丙の甲に対する誓約)

- (1) 甲の電気工事会社柱上作業技能検定要項を十分理解し、乙にこれを遵守させるとともに、同要項に定める乙の義務に対し連帯して責任を負う。
- (2) 乙による柱上作業中あるいは柱上作業後生じた事故により、甲もしくは第三者に損害を及ぼしたとき、ならびに乙が受傷（死亡を含む）したときの一切の責任を持つものとし、賠償その他適当な処置を行い、甲に対して何らの迷惑を及ぼさない
- (3) 乙による柱上作業中あるいは、柱上作業後において、万一人身事故、供給支障、甲の設備の損壊等の重大な事故を発生させた場合は、甲の事業の公益性を認識し、甲としての官庁への報告、供給支障の復旧、損壊箇所の復元を行う必要のため、すみやかにその旨を甲に連絡する。

以 上

柱上作業技能者登録内容変更届

年 月 日

関西電力送配電株式会社

〇〇支社〇〇電力本部長 殿

年 月 日付をもって、下記のとおり柱上作業技能者登録内容を変更しましたので、届出いたします。

記

柱上作業技能者

氏名 _____ ③

登録番号 _____

変更内容

内容	旧	新
氏名		
住所		

以上

関西電力送配電株式会社 記入欄

受付日 年 月 日

電力本部

(意見等)

配電営業所

(意見等)

柱上作業技能者登録所属工事会社変更届

年 月 日

関西電力送配電株式会社

〇〇支社〇〇電力本部長 殿

年 月 日付をもって、下記甲を退社し、年 月 日付をもって下記乙に入社しましたので、届出いたします。

記

(甲) 称号 _____
退社理由 (_____)

(乙) 称号 _____

柱上作業技能者
氏名 _____ ②
登録番号 _____

上記柱上作業技能者が当社に所属し、柱上作業に必要な防・工・保護具・作業用標識等を当社もしくは、上記柱上作業技能者が常備していることを証明します。

(乙) 称号 _____
代表者 _____ ②

以上

関西電力送配電株式会社 記入欄

受付日 年 月 日

電力本部

(意見等)

配電営業所

(意見等)